

事業

特殊詐欺撃退機器貸与事業について

概要：日中家にいる高齢者を狙った電話による特殊詐欺などの被害が市内でも発生しています。被害を防止するためには、通話録音装置（特殊詐欺撃退機器）の設置が非常に有効であり、市が機器を無償で貸与することにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与する事業です。

■内容

通話録音装置の貸与を希望する高齢者に 1 世帯につき 1 台無償で貸与します。

○貸与対象者

- ① 65 歳以上の単身世帯
- ② 全員が 65 歳以上の世帯
- ③ 日中 65 歳以上のみとなる世帯

○貸与期間

1 年間

○貸与台数

50 台

○貸与申請

- ・ 本庁生活課、西那須野支所市民福祉課、塩原支所総務福祉課、箒根出張所 窓口
- ・ 貸与申請書を上記窓口へ持参または本庁生活課へ郵送

■スケジュール

○周知案内：広報なすしおばら 6 月 20 日号

○受付開始日：平成 29 年 7 月 10 日（月）